

平成20年度 地域活動支援補助金対象事業を 募集します

この補助金は、伊賀市自治基本条例に基づき、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、個性的で魅力あふれる地域づくりを推進することを目的としています。補助金の概要は次のとおりです。詳しくは市のホームページでもご覧いただけます。

●住民自治協議会活動支援

補助対象団体	住民自治協議会の設置の届出を受理された団体		
補助対象活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域まちづくり計画を実現するための新規の活動 既存の活動については、新たな工夫が加えられるなど活動内容が拡充されていること 		
補助率	9/10	補助限度額(予算の範囲内)	50万円以内

●市民公益活動支援

補助対象団体 (右の要件のすべてを満たす団体が対象です)	<ul style="list-style-type: none"> 市民が主役となって公益活動を行う団体、またはこれらの団体が主役となって構成する組織 活動拠点が伊賀市内にあること、または活動が伊賀市内で行われている団体 5人以上で組織し、活動を継続できる見込みのある組織(規約などの定めがあること) 国、県、市およびそれらの外郭団体で実施している他の補助、助成の対象となっていないこと 募集した事業の企画から実施、運営、完了(事業報告)まで確実に実施することが見込まれる団体 宗教活動、政治活動、または公益を害する活動を目的としない団体 住民自治協議会、自治会を除く 		
補助対象活動	<input checked="" type="checkbox"/> 市民自らが実施する市民公益活動に関する、課題研究を主たる目的とする活動 <input checked="" type="checkbox"/> 市民が自主的かつ主体的に実施する市民公益活動 <input checked="" type="checkbox"/> 市長が一定の目的を定めて公募する、企画・課題研究および市民公益活動		
補助率および 補助限度額 (予算の範囲内)	課題研究部門(☑および☒関係) 10/10 10万円以内	市民公益活動部門(☒および☑関係) 2/3 30万円以内	

*いずれも事業審査会による公開審査会(公開プレゼンテーション)を行います。

●審査申込申請について

【募集期間】 1月21日(月)～2月19日(火) *必着

【申請方法】 審査申込申請書に必要事項を記入の上、持参または郵送で提出してください。

*審査申込申請書は、本庁市民生活課・各支所生活環境課・市民活動支援センターにあります。

また、市ホームページ(<http://www.city.iga.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

●補助金説明会について

【とき】 ①1月17日(木)午後7時～ ②1月20日(日)午後1時30分～

【ところ】 ゆめぼりすセンター2階 大会議室

【内容】 地域活動支援事業補助金の概要および手続きについての説明、申請書類の配布など

●申請先・問い合わせ

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市生活環境部市民生活課(☎22-9639)

*市民活動支援センター(☎22-1511)・各支所生活環境課でも受け付けます。

